#### 福島県ΖΕΒ化モデル事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 「福島県ZEB化モデル事業補助金」(以下「補助金」という。) については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)、その他法令(以下「法令」という。)及び福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。) の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金)交付要綱(令和5年1月13日環地域事発第2301131号)第2条に掲げる目的の達成に資するため、地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金実施要領(令和5年1月13日環地域事発第2301131号)の定めに従って、福島県知事(以下「知事」という。)が行う補助金の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

#### (定義)

第3条 この要綱において、ZEBとは、経済産業省「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ(平成31年3月)」における「(参考資料6) ZEBの定義と評価基準」の『ZEB』を満たし、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS等)を取得する建築物をいう。

### (対象施設)

- 第4条 補助金の交付の対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、次の各号の全て に該当する建築物とする。
- (1) 福島県内の既存の民間業務用建築物。ただし、延べ面積2,000m<sup>2</sup>未満に限る。
- (2) 主たる用途が別表第1に掲げるものに供される業務用施設。また、対象外建築物・用途の例に示すものは補助対象とならない。
- (3) 計画書提出時点において、登記されたものであること。

#### (補助事業)

第5条 補助金の交付の対象事業(以下「補助事業」という。)は、ZEBの実現に必要となる省エネ、省CO<sub>2</sub>性の高いシステム・設備機器等を対象施設に導入する事業であって、次の各号に掲げる要件を満たす事業を対象とする。

- (1)建物(外皮)性能について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第35条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外壁、窓等を通しての熱の損失に関する基準(以下「外皮性能基準」という。)に適合していること及びそれを証するに必要な資料を取得すること。
- (2) 一次エネルギー消費量について、建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、再生可能エネルギーを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より50パーセント以上削減すること。なお、建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム(WEBプログラム)を使用して算出すること。
- (3) エネルギー利用に関する要件について、熱源(冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等)、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること(BEMS装置等の導入)。なお、エネルギー計測システムは次に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - ア 計測・計量装置、制御装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。
  - イ 1つのシステムで交付対象建築物1棟のエネルギー使用状況の一元的な把握・運転管理ができるシステムであること。
  - ウ 取得データについては、60分単位で計測することとし、計測項目や年月、日時が わかるようにすること。
- (4) 建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。)において『ZEB』、Nearly ZEBのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること。
- (5)省エネ型の第一種換気設備(全熱交換型、顕熱交換型、ブラシレスDCモーター型、インバータ制御内蔵型等)を導入すること。
- (6) 導入する各設備が、別表第2に掲げる要件を満たしていること。
- (7) ZEBの普及促進に資するため、二酸化炭素削減効果などの必要な情報提供に協力すること。

# (補助対象経費及び補助額)

- 第6条 補助事業の対象となる経費は、補助事業を実施する場合に、当該補助事業に要する 別表第3に掲げる経費のうち知事が適当と認める経費(以下「補助対象経費」という。) とする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法 (昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税は補助事業対象経費としない。
- 2 補助額は、補助対象経費ごとにそれぞれ別表第4に掲げる金額の合計とする。ただし、 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

- 第7条 申請者は、福島県ZEB化モデル事業補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業に係る補助金の交付を申請できる者(以下「申請者」という。)は、次の各号 の全てに該当する者とする。
- (1) 福島県内に事業所を置き事業活動を行っている民間事業者。
- (2)補助対象事業の目的に即した機器等を対象施設に導入する事業者(建築主等)、又は これらの者に対し、ファイナンス・リース契約若しくはシェアードセイビングス方式の ESCO事業により設備を提供する者。
- (3) 県が実施する省エネ等に関する事業において、事例発表やデータ提供等に協力する者。 (4) 県税に未納がない者。
- 3 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額 のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額とし て控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に よる地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」 という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕 入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 第5条各号の事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業を実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等又は本要綱等に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
- 5 申請者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- (2) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持若しくは反対することを事業 目的とする者でないこと。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など)でないこと。
- (4)公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断されること(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく規制の対象となる事業)を事業目的とする事業者でないこと。
- (5)補助金を支給決定する前に倒産(破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始若しく

は特別精算開始の申立をいう。)した事業者でないこと。ただし、再生手続開始の申立 (民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立をいう。)又は更正手続開始の申立 立(会社更生法第17条に規定する更正手続開始の申立をいう。)を行った事業所にお いて事業活動を継続する見込がある事業者を除く。

- (6) 直近2期連続で債務超過となっている事業者でないこと
- (7)他の法令及び予算に基づく補助金等(適正化法第2条第1項に規定する補助金等をい う。)の交付を受けて行われる事業でないこと。
- (8) 事業の実施、導入後の運営管理が確実にできる事業であること。
- (9) 関係法令等に違反していないこと。

#### (変更交付申請)

- 第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに福島県 ZEB化モデル事業補助金変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前条第3項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

#### (交付の決定の通知)

- 第9条 知事は、第7条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、福島県ZEB化モデル事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は福島県ZEB化モデル事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)を申請者に送付するものとする。この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 2 知事は、前項の決定に関して必要な条件を付すことができる。
- 3 知事は、第7条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に 係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする 旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

#### (交付の条件)

- 第10条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1)補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、補助事業の実施体制を知事に報告しなければならない。
- (2)補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不

適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (3)次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ福島県ZEB化モデル事業補助金計画変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第8条に定める手続きによるものとする。
  - ア 別表第3第一覧の区分に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
  - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- (4)補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、福島県ZEB 化モデル事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出して承認を受 けなければならない。
- (5)補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに福島県ZEB化モデル事業補助金遅延報告書(様式第7号)を知事に提出して、その指示を受けなければならない。
- (6)補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは 速やかに福島県 Z E B 化モデル事業補助金遂行状況報告書(様式第8号)を知事に提出 しなければならない。
- (7)補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名 称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。
- (8)補助事業の経費については、他の経理と明確に区分して経理し、帳簿及び証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。)の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- (9) 知事は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、 補助事業者に対し、その補助事業の経理について調査させ報告を求めることができる。
- (10)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入 控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式 第9号)により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控 除税額を減額して実績報告を行った場合には、その限りでない。
- (11) 知事は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- (12)補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、取得財産等管理台帳(様式第10号)を備え、当該取得財

産に「福島県ZEB化モデル事業補助金」により取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- (13)補助事業者は、取得財産等のうち、補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他知事が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40大蔵省令第15号)で定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまで知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。ただし、補助事業者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合、又は財産処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。
- (14)補助事業者は、財産処分制限期間内において、当該財産処分を行おうとするときは、 財産処分承認申請書(様式第11号)を知事に提出して承認を受けなければならない。
- (15)補助事業者は、取得財産の処分により収入が生じたときは、知事の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付しなければならない。
- (16)補助事業者は、本条第13号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-2レジットへの登録を行ってはならない。
- 2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。
- (1)補助金の区分毎に配分された額の15%以内の減額変更
- (2) 補助金の区分毎の補助対象経費の15%以内の流用増減
- 3 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。 知事が別に定める期間内において、当該事業を実施すること。

### (申請の取下げ)

第11条 申請者は、第9条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定 の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、 当該通知を受けた日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

# (補助事業の遂行の命令等)

- 第12条 知事は、第10条第1項第6号の規定及び次項の規定による報告書並びに職員 の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令、本要綱、福島県ZEB化モデル事業実施 要領(以下「法令等」という。)、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行さ れていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべ きことを命ずることができる。
- 2 知事は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に

対して報告をさせ、又はその職員に補助事業者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類 その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### (実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業を完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月8日のいずれか早い日までに福島県ZEB化モデル事業補助金完了実績報告書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者が第10条第1項第5号に規定する遅延報告書の承認を得たときは、翌年度の4月10日までに福島県ZEB化モデル事業補助金年度終了実績報告書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、本条第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第7条第3項ただ し書(第8条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定により交付額を算出した 場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕 入控除税額を減額して報告しなければならない。

# (補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に 応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の 内容(第10条第1項第3号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。) 及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、福 島県ZEB化モデル事業補助金交付額確定通知書(様式第14号)により補助事業者に通 知するものとする。

### (補助金の支払い)

- 第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認める場合においては、福島県との協議を経て概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、福島県 ZEB 化モデル事業補助金精算(概算)払請求書(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

#### (補助事業完了後の報告義務)

第16条 補助事業終了後においても、補助事業者は県の求めにより、補助事業が完了した 年度の翌年度から3年間、二酸化炭素削減効果等について記載した福島県ZEB化モデ ル事業補助金定期報告書(様式第16号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は補助事業者に対し、前項の報告のほか、必要に応じて対象設備の運用等に関する 情報を求めることができる。
- 3 知事は、本条第1項の定期報告の内容を、県のカーボンニュートラル実現を推進する目的において、補助事業者の了解を受けたうえで公表することができる。

# (交付決定の取消し等)

- 第17条 知事は、第10条第1項第4号の補助事業の全部若しくは一部の中止、又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第5号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- (1)補助事業者が、偽りその他不正の手段により交付決定を受けたと認めた場合。
- (2)補助事業者が、法令等又は法令等に基づく知事の処分若しくは指示に従わない場合。
- (3)補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (4)補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (5) 天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は 一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することが できない場合。ただし、補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。
- (6) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 知事は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金 が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

#### (情報管理及び秘密保持)

第18条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置 を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業完了後(廃止の承認を受けた場合も含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 補助事業者は、暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第20条 補助事業者は、要綱又は福島県ZEB化モデル事業補助金実施要領(以下「要綱等」という。)に疑義が生じたとき、要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは要綱等に記載にない細部については、知事に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附則

この要綱は、令和5年6月6日から施行する。

別表第1 (第4条第2号関係)

用途		対象用途の具体例	対象外建築物・用途の例
事務所等		事務所等	住宅、工場、畜舎、自動車車
ホテル等		ホテル、旅館等	庫、自転車駐輪場、倉庫、観
病院等 ※		病院、老人ホーム、福祉ホーム等	覧場、卸売市場、火葬場、キ
物品販売業	を営む店舗	百貨店、マーケット等	ャバレー、パチンコ屋、競馬
等			場・競輪場
学校等		小学校、中学校、高等学校、大学、	
		高等専門学校、専修学校、各種学	
		校、給食センター等	
飲食店等		飲食店、食堂、喫茶店等	
集会所等	図書館等	図書館、博物館等	
	体育館等	体育館、公会堂、集会場等	
	映画館等	映画館等	

<sup>※</sup> サービス付き高齢者向け住宅などの施設は、建築確認申請の建物用途が非住宅の場合 に限り申請可能とする。

別表第2(第5条第6号関係)

補助対象設備	要件
太陽光発電設備	1 補助事業者が所有する既存の民間業務用建築物に設置するもの
(自家消費型)	であること。
	2 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行っ
	た電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであるこ
	と。
	3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別
	措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」とい
	う。) に基づく固定価格買取制度 (以下「FIT」という。) の認
	定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得
	しないこと。
	4 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)
	を行わないものであること。
	5 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発
	電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を
	実施すること(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するも
	のを除く。)。特に、次の(1)~(12)をすべて遵守している
	ことを確認すること。
	(1) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図る
	とともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努める
	こと。
	(2) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を
	行うこと。
	(3) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行
	うよう努めること。
	(4) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでない
	こと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生
	可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギ
	一庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エ
	ネルギー推進室)を参照のこと。
	(5) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀
	を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交
	付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守
	点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月
	日、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した本補助金に

より導入した旨を記載したもの)を掲示すること。

- (6) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (7) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (8)接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (9) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (10) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。
- (11) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (12) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去 及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加 入するよう努めること。
- 6 PPAの場合、PPA事業者(需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。)と共同で申請を行うこと。その場合、補助金はPPA事業者に対して交付することとし、PPA事業者は当該補助金額相当分をサービス料金から控除すること。また、サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- 7 リース契約の場合、リース事業者と共同で申請を行うこと。その場合、補助金はリース事業者に対して交付することとし、リース事業者は当該補助金額相当分をリース料金から控除すること。また、リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで

継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

8 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電 して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の 50%以上とすること。

# 太陽光発電設備 (地域共生・地域 裨益型)

- 1 補助事業者が所有する既存の民間業務用建築物に設置するものであること。
- 2 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- 3 再エネ特措法に基づくFITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- 4 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送) を行わないものであること。
- 5 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次の(1)~(12)をすべて遵守していることを確認すること。
- (1) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (2) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を 行うこと。
- (3) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- (4) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。
- (5) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀 を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交 付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守

点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した本補助金により導入した旨を記載したもの)を掲示すること。

- (6) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (7)設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (8)接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (9) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (10) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。
- (11) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (12) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去 及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加 入するよう努めること。
- 6 PPAの場合、PPA事業者と共同で申請を行うこと。その場合、補助金はPPA事業者に対して交付することとし、PPA事業者は当該補助金額相当分をサービス料金から控除すること。また、サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- 7 リース契約の場合、リース事業者と共同で申請を行うこと。その場合、補助金はリース事業者に対して交付することとし、リース事業者は当該補助金額相当分をリース料金から控除すること。 また、リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び

本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで 継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備す ること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権 移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年 数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

- 8 次の(1)又は(2)のいずれかを満たすこと。
- (1)公有地や農地、ため池、廃棄物最終処分場を活用して再エネ 発電設備を設置する事業であって、再エネ発電設備の整備にあ わせて地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会 の持続的発展に資する取組であること((2)の場合を除く。)。
- (2) 再エネ発電設備を導入する市区町村において、地方公共団体 実行計画の一部として、地域脱炭素化促進事業に係る促進区域、 地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続 的発展に資する取組を定めている場合(計画改定作業中の場合 を含む。また、既存計画の別冊として定めることも可。)に、当 該計画の記載内容に適合していること。
- 9 本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力のうち当該再エネ発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、 当該再エネ発電設備と同一市区町村内の公共施設及び農林水産関連施設で消費すること。

その他再生可能エ ネルギー発電設備 (風力・地熱・中小 水力・バイオマス 等)

- 1 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
  - 2 FITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- 3 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送) を行わないものであること。
- 4 PPAの場合、PPA事業者と共同で申請を行うこと。その場合、補助金はPPA事業者に対して交付することとし、PPA事業者は当該補助金額相当分をサービス料金から控除すること。また、サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- 5 リース契約の場合、リース事業者と共同で申請を行うこと。その場合、補助金はリース事業者に対して交付することとし、リース事業者は当該補助金額相当分をリース料金から控除すること。

また、リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

- 6 風力発電については、発電出力7,500kW未満/事業であること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(風力発電施設)」(資源エネルギー庁)を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。交付決定前に周辺住民の了解を得ていること。環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。
- 7 地熱発電については、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(地熱発電施設)」(資源エネルギー庁)を参考に、事業実施主体において 適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。周辺への排気ガス、排水、騒音、振動の周辺環境への影響に関して、各種規制値を遵守していること。交付決定前に必要であれば地元住民等への説明の手続きを実施していること。
- 8 水力発電については、1,000kW未満/事業であること。 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(水力発電施 設)」(資源エネルギー庁) を参考に、事業実施主体において適 切な事業実施のために必要な措置が取られていること。交付決定 前に環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協 議・調整を行うこと。
- 9 バイオマス(バイオガスを含む。以下同じ。)発電については、バイオマス依存率 (バイオマスの発熱量÷ (バイオマスと非バイオマスの発熱量)×100))を60%以上とすること。副燃料として化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは対象としない(常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。)。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。原料として利用

するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン (バイオマス発電施設)」 (資源エネルギー庁)を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備(木質チップ化設備、ペレット化設備等)及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。

- 10 次の(1)~(7)のいずれかを満たすこと。
- (1) 需要家の敷地内に本事業により導入する再工ネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再工ネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。
- (2) 需要家の敷地外に本事業により導入する再工ネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
- (3) 水力発電(1,000kW未満/事業)、小規模地熱発電(1,000kW未満/事業)又はバイオマス発電(10,000kW未満/事業)であって、本事業により導入する再エネ発電設備により発電した電気を特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方にあたる小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の5割以上を当該発電設備が所在する市区町村内へ供給すること。
- (4) 水力発電(1,000kW未満/事業)、小規模地熱発電(1,000kW未満/事業)又はバイオマス発電(10,000kW未満/事業)であって、本事業により導入する再エネ発電設備により産出された熱を、原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも1割を自家消費すること。
- (5)公有地を活用して再エネ発電設備を設置する事業であって、 再エネ発電設備の整備にあわせて地域の環境の保全のための取 組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組であるこ と((6)の場合を除く。)。
- (6) 再エネ発電設備を導入する市区町村において、地方公共団体 実行計画の一部として、地域脱炭素化促進事業に係る促進区域、 地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続 的発展に資する取組を定めている場合(計画改定作業中の場合 を含む。また、既存計画の別冊として定めることも可。)に、当

該計画の記載内容に適合していること。

- (7)水力発電(1,000kW未満/事業)、小規模地熱発電(1,0000kW未満/事業)又はバイオマス発電(10,000kW未満/事業)であって、次の地域一体型の地域活用要件の①~③のいずれかを実施すること。
- ① 本事業により導入する再エネ発電設備が所在する地方公共団体の名義の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置づけられているもの
- ② 地方公共団体が自ら本事業を実施又は直接出資するもの
- ③ 地方公共団体が自ら本事業を実施又は直接出資する小売電気 事業者又は登録特定送配電事業者に、当該再エネ発電設備によ る電気を特定卸供給により供給するもの
- 11 上記10で(5)~(7)を選択した場合、本事業により導入 する再エネ発電設備で発電した電力のうち当該再エネ発電設備の 敷地内で自家消費されないものについては、当該再エネ発電設備 と同一市区町村内の公共施設及び農林水産関連施設で消費するこ と。

# 熱利用設備

(再生可能エネル ギー熱(太陽熱利 用・バイオマス熱 利用)

未利用熱利用設備 (地下水熱、下水 熱、河川熱、地中 熱、雪氷熱等))

- 1 太陽熱利用については、太陽集熱器は、JIS 4112で規 定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとするこ と。
- 2 バイオマスの熱利用については、バイオマス依存率(バイオマスの発熱量÷(バイオマスと非バイオマスの発熱量)×100))を60%以上とすること。副燃料として化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは対象としない(常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。)。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備(木質チップ化設備、ペレット化設備等)及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。
- 3 未利用熱利用については、熱供給能力が温水、冷水ともに0.10GJ/h以上(24Mcal/h)とすること。
- 4 地中熱利用については、暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の

	流量を調節する機能を有すること。
	5 雪氷熱利用については、冷気・冷水の流量を調節する機能を有
	する設備に限る。
蓄電池システム	1 本事業により太陽光発電設備、その他再生可能エネルギー発電
	設備を導入する建築物と同じ建築物に設置する付帯設備であるこ
	と。
	2 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するも
	のであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備
	とすること。
	3 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
	4 定格容量が4,800Ah・セル以上であり、19万円/kW
	h以下(工事費込み・税抜き)の蓄電システムであること。
	5 PPAの場合、PPA事業者と共同で申請を行うこと。その場
	合、補助金はPPA事業者に対して交付することとし、補助金額
	相当分をサービス料金から控除すること。サービス料金から補助
	金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備
	等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必
	要な措置等を証明できる書類を具備すること。
	6 リース契約の場合、リース事業者と共同で申請を行うこと。そ
	の場合、補助金はリース事業者に対して交付することし、補助金
	額相当分をリース料金から控除すること。リース料から補助金額
	相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等に
	ついて法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な
	措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用
	年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引
	又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用す
	ることを担保すること。
	7 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる
	蓄電システムであること。
高効率換気空調	対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して3
設備	0%以上省CO₂効果が得られるものであること。
高機能換気設備	対象施設内に設置し、平時に活用するものであり、次の(1)~
	(3) の要件を全て満たすこと。
	(1)全熱交換器 (JIS B 8628に規定されるもの) であ
	ること
	(2)必要換気量(1人当たり毎時30m³以上※)を確保すること

	(3) 熱交換率40%以上(JIS B 8639で規定)である					
	こと					
	※ 建築物の構造上、一人あたり毎時30m3を満たすことが難し					
	い場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。					
	「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量					
	については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改					
	善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商					
	業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換					
	気について」を確認すること。					
高効率照明機器	調光制御機能を有するLEDに限る。					
高効率給湯機器	従来の給湯機器等に対して30%以上省СО₂効果が得られるも					
	のであること。					
高効率融雪設備	のであること。 次の1又は2のいずれかを満たすこと。					
高効率融雪設備						
高効率融雪設備	次の1又は2のいずれかを満たすこと。					
高効率融雪設備	次の1又は2のいずれかを満たすこと。 1 従来の機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるとと					
高効率融雪設備	次の1又は2のいずれかを満たすこと。  1 従来の機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるとと もに、地中熱、地下水熱(散水方式、地下水還元方式を除く。)、					
高効率融雪設備	次の1又は2のいずれかを満たすこと。  1 従来の機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるとともに、地中熱、地下水熱(散水方式、地下水還元方式を除く。)、温泉熱や下水排熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備を					
高効率融雪設備	次の1又は2のいずれかを満たすこと。  1 従来の機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるとともに、地中熱、地下水熱(散水方式、地下水還元方式を除く。)、温泉熱や下水排熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備を導入する事業であること。					
高効率融雪設備	次の1又は2のいずれかを満たすこと。  1 従来の機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるとともに、地中熱、地下水熱(散水方式、地下水還元方式を除く。)、温泉熱や下水排熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備を導入する事業であること。  2 バイオマスのみを熱源とするボイラー熱等により発生した熱を					
	次の1又は2のいずれかを満たすこと。  1 従来の機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるとともに、地中熱、地下水熱(散水方式、地下水還元方式を除く。)、温泉熱や下水排熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備を導入する事業であること。  2 バイオマスのみを熱源とするボイラー熱等により発生した熱を用いた融雪の為に使用できる設備を導入する事業であること。					

別表第3 (第6条第1項関係)

別表第3	(第6条第1	· 垻関係)	
区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これ
	(直接工		に要する運搬費、保管料を含むものとする。
	事費)	労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費を
			いう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用
			をいう。
			1 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及
			び派出する技術者等に要する費用)
			2 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電
			灯使用料及び用水使用料)
			3 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要す
			る経費(材料費、労務費を除く。))
	本工事費	共通仮設	次の費用をいう。
	(間接工	費	1 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動
	事費)		に要する費用
			2 準備、後片付け整地等に要する費用
			3 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費
			用
			4 技術管理に要する費用
			5 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管
		費	理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する
			費用をいう。
		一般管理	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕
		費	維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小
	費		限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定す
			ること。
	機械器具		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工
	費		事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及
			び製作に要する経費をいう。
	測量及試		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実
	験費		施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補
			助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事

		監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労			
		務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により			
		調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施			
		工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう 。			
設備費	設備費	事業	を行うために直接必要な設備及び機器	器の購入並び	
		に購入	物の運搬、調整、据付け等に要する経	費をいう。	
業務費	業務費	事業	を行うために直接必要な機器、設備又	はシステム等	
		に係る	調査、設計、製作、試験及び検証に要	する経費をい	
		う。P I	PA契約やリース契約等により実施さ	れる場合、事	
		業を行	うために直接必要な需用費、役務費、	委託料、使用	
		料及び	賃借料を含むものとする。		
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、			
		賃金等、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料			
		及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容につい			
		ては別表第3-1に定めるものとする。			
		事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次			
		の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計			
		額の範囲内とする。			
		号 区分 率			
		1 5,000万円以下の金額に対して 6.5%			
		2	5,000万円を超え1億円以下の	5. 5%	
		金額に対して			
		3 1億円を超える金額に対して 4.5%			

# (別表第3-1)

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険		この費目から支弁される事務手続のために
		料		必要な労務者に対する社会保険料と事業主負
				担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金
				額がわかる資料を添付すること。
		賃金等		この費目から支弁される事務手続のために
				必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、
				内容、人数、単価及び金額がわかる資料を添付
				すること。

	I	1
諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために 必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数 が分かる資料を添付すること。
旅費		この費目から支弁される事務手続のために 必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、 単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために 必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増 等に係る経費をいう。
役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために 必要な郵便料等通信費をいう。
委託料		この費目から支弁される事務手続のために 必要な業務の一部を外注する場合に発生する 特殊な技能又は資格を必要とする業務に要す る経費をいう。
使用料賃借料		この費目から支弁される事務手続のために 必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、 目的、回数及び金額がわかる資料を添付するこ と。
消耗品費備品購入		この費目から支弁される事務手続のために 必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等 雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途 目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料 を添付すること。

別表第4 (第6条第2項関係)

補助対象設備	補助率等	上限額
太陽光発電設備	5万円/kW	
蓄電池	蓄電池の価格(円/kWh)の 1/3	
(4, 800Ah·	ただし、下記価格の $1/3$ を上限とする。	
セル以上)	19万円/kWh(工事費込み・税抜き)	3,000万円
高効率照明設備	1/2	
その他ZEB化に	2/3	
係る設備		

なお、 $CO_2$ 削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式から算定した $CO_2$ 1 t あたりの削減コストが、243, 600円を超える場合は、当該 $CO_2$ 削減コスト [円/  $t-CO_2$ ] ×エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量  $[t-CO_2]$  から求めた補助金額を上限とする。

# CO<sub>2</sub>削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式

CO<sub>2</sub>削減コスト [円/t-CO<sub>2</sub>]

- =補助金額 [円]  $\div$ エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量 [ $t CO_2$ ] (エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量 [ $t CO_2$ /年] ※ $1 \times$  耐用年数 [年] ※2)
- ※1 事業を実施することで削減される年間のエネルギー起源二酸化炭素の排出削減量をいう。
- ※2 補助対象設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵 省令第15号))に定める法定耐用年数をいう。